

令和 1年10月28日

田辺市議会議長

様

会派名

日本共産党

代表者名

川崎 五一

出張（ 研修会参加 ） 報告書

下記のとおり出張（研修会参加）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	川崎 五一
期 間	令和 1年10月21日 ~ 令和 1年10月21日
実施場所 (研修会場、視察先、 相手方等)	大阪弁護士会館
活動の目的・内容 及び結果等	「自治体に求められる内部統制のあり方について ~住民に信頼される地方行政を目指して~」

報告書は別添のとおり（案内・パンフレット等関係書類を添付すること。）

自治体に求められる内部統制のあり方について

～住民に信頼される地方行政を目指して～ 研修報告

日本共産党 川崎 五一

職員の不祥事が続発する田辺市政に欠如している内部統制の必要性を痛感しており、近畿弁護士会連合会が主催する表題の研修に参加した。

研修では、日弁連自治体等連携センター委員の伊藤義文弁護士から「改正自治法により導入される内部統制の仕組みとその課題」というテーマで基調講演を受けるところから始まった。

その後は、実際に自治体の現場で内部統制に関するシステムを構築してきた職員から報告を受ける。東大阪市も職員による不正・不祥事が続発した自治体で、内部統制の要に迫られて整備したということであった。自身が職員である講師の口から「職員は、何が是か非かを考えるのは苦手（億劫、面倒くさい）だが、決められたことは真面目に従う。だから職員に考えさせずに上（トップ）で決めることが大切」という言葉は印象的であった。

確かに職員は、難関な試験を突破し見事に採用された高度な知識を持っているのであろうが、組織に従順であることを要請される職場風土から批判的な視点を失いがちである。

そんな職員に現状の改善策の検討を求めても、有効な答えが出てきづらいのは自明の理である。少なくともこの問題に関してはトップダウンが必要であり、そのためにはトップの危機感が不可欠であるということを感じさせられた。

【メモ】

静岡市 澤山義典コンプライアンス推進課長

義務付け

不適正経理がきっかけで内部統制に取り組む

平成 20 年度に発覚

平成 23 年度 担当部署を設置（設置要綱で）

東大阪市 門野洋平内部統制推進室総括主観

努力義務 昨年度から独自の取り組み（推進室設置） 法準拠で進めるかは未定

平成 27 年度不祥事続発

岐阜市 大畑敦美行政課法規係副主幹弁護士 任期付職員

努力義務 令和 3 年に制定の予定

伊藤義文弁護士（千葉県弁護士会）